



2022年12月22日

各 位

会社名 株式会社 中央製作所
代表者名 代表取締役社長 後藤 邦之
(コード番号 6846 名証メイン市場)
問合せ先 総務部長 服部 光生
(TEL 052 - 821 - 6166)

株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社取締役会の見解に関するお知らせ

当社は、2022年12月20日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社株主（以下「請求人」といいます。）から臨時株主総会の招集請求に関する書面（以下「本招集請求書」といいます。）を受領し、その対応について検討を重ねてまいりました。本日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集請求には応じないことを決議いたしましたので、当社取締役会の見解とともにお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

三浦 重剛氏

2. 本招集請求書の内容

臨時株主総会の招集請求事項

- 事項 1. 代表取締役後藤邦之氏の退任の件
- 事項 2. 株式の対三の分割の件
- 事項 3. 一株あたり 10 円配当の件
- 事項 4. 自己株式の消却の件
- 事項 5. 従業員の二割削減の件

3. 当社の対応ならびに本請求に対する当社取締役会の見解

請求人の臨時株主総会の開催の招集請求には応じません。

(当社取締役会の見解)

- ① 代表取締役 後藤邦之氏の退任の件については、代表権の退任との提案であれば、代表取締役の選解任の権限は取締役会に決定権限があり、株主総会の決議事項ではありません。したがって、本請求事項は開催事項には該当しません。

なお、本事項を「取締役の解任議案」と捉えたとしても、本年6月23日の当社115回定時株主総会において大多数の株主様より信任のご判断をいただき、同氏は当社取締役の任期1年を全うするため職務に当たっております。それに対して、請求人の提案理由は十分な根拠に基づいた主張とは捉えられず、期半ばでの解任事由には相当でないと判断いたします。

- ② 招集請求事項の一つである、株式の一对三の分割の件、自己株式の消却の件および従業員の二割削減の件については、会社法上および当社定款に定められた株主総会の決議事項とはされておられません。(会社法第178条第2項「株式の消却」、第183条第2項「株式の分割」、第362条第4項「取締役会の権限等」)。したがって、本請求事項は開催事項には該当しません。

- ③ 一株あたり10円配当の件であります。株式の一对三の分割を条件とされております。株式の分割は取締役会の決議事項であるため、取締役会で株式の分割を決議しない限り条件を成就することはありません。当社は、取締役会で株式の分割を決議する予定はなく、したがって、本請求事項は開催事項には該当しません。

以上の様な判断に基づき、2022年12月22日開催の取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことを決定いたしました。

以上